

外国人住民基本法の危険な内容

外国人参政権よりも危険で、日本人には何のメリットもない法案。

秘密裏で進められている日本崩壊の引き金となる法案を現政権はなぜ推し進めるのか？

問題となる内容を抜粋し、問題点を解説して行きます。

前文

また、日本の植民地政策および戦争責任に対する歴史認識が正され、それに基づき、旧植民地出身者への戦後補償および人権の確立が強く求められている。



「植民地」という言葉が出てきた時点でどの国の人間が押し付けてきた法案なのかは推測できるでしょう。そもそも、日本の戦後賠償は国際法に基づいてすべて終了しています。賠償する義務はありません。

第一部 一般的規定

第1条(目的と定義)

② この法律の適用において「外国人住民」とは、在留資格、滞在期限その他在留に伴う条件の如何に関係なく、日本国籍を保持することなく、日本国内に在住する者をいう。



日本国籍を取得せずに日本人と同等以上の権利を有することができるという、非常に不可解な内容です。そして、この文の中には犯罪者・不法入国者の記述がないので犯罪者・不法入国者も同じような権利を与えるということになります。

第二部 出入国および滞在・居住に関する権利

第5条(永住資格)

④ 外国人住民で引き続き5年以上居住している者は、申請により永住資格が付与される。



犯罪者でも不法入国者でも5年以上日本に住めば、永住資格が与えられます。日本にとっては迷惑この上ない話であり、当然許されることではありません。

第6条(恣意的追放の禁止)

③ 永住資格を有する外国人住民は、いかなる理由によっても追放されることがない。



永住資格を有する外国人であれば、窃盗・殺人・強姦などの犯罪を犯したとしても国外追放できません。日本の治安が急速に悪化するの誰の眼にも明らかです。

第三部 基本的自由と市民的権利および社会権

第8条(基本的自由・市民的権利)

i. 直接に、または自由に選んだ代表者を通じて政治に参与し、公務に携わる権利。



『政治に参与』という部分が重要です。早い話は外国人参政権の付与です。外国人住民基本法は外国人参政権を包括しているのが最も大きな問題です。

第四部 民族的・文化的および宗教的マイノリティの権利

第15条(国および地方公共団体の責務)

国および地方公共団体は、外国人住民の民族的・文化的および宗教的独自性を保護し、外国人住民がその独自性を維持し発展させるために必要な立法、行政、財政その他必要な措置をとる責務を有する。



「外国人の文化や宗教の発展については国を挙げて努力しろ」という非常に傲慢な内容です。日本の宗教以上の優遇を受けて勢力を拡大しようとする意図が明確に見えます。

日本人が何らかの恩恵を受けるということが全くない法案だとわかって頂けたでしょうか？

日本人冷遇・外国人優遇の国をつくることを目的とする法案を日本国民は阻止しなければなりません。

まずは周りの人に[外国人住民基本法]について教えましょう。

みんなが知る事が[外国人住民基本法]を阻止する第一歩です。